

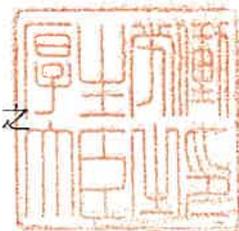
厚生労働省発雇均 0624 第 2 号

令和 4 年 6 月 24 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「事業主行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴
会の意見を求める。

事業主行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱

第一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項の規定による男女の賃金の差異に関する情報公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項の規定による男女の賃金の差異の情報公表については、全ての労働者に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を、厚生労働省雇用環境・均等局長の定める方法によりそれぞれ算出し、公表するものとする。

第二 その他

- 一 この告示は、告示の日から適用すること。
- 二 この告示の適用に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の改正を行うこと。